

参議院社会労働委員会會議録第二十一号

昭和三十三年三月三十一日(木曜日)
午後四時五十七分開会

委員の異動

本日委員後藤義隆君、櫻井志郎君及び栗山良夫君辞任につき、その補欠として紅露みつ君、谷口弥三郎君及び秋山長造君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
坂本 昭君
藤田 藤太郎君

委員

鹿島 俊雄君
勝俣 稔君
谷口 弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
小柳 勇君
藤原 道子君
村尾 重雄君
竹中 恒夫君
栗山 良夫君

委員外議員

国務大臣

厚生大臣 渡邊 良夫君

政府委員

法務省矯正局長 渡部 善信君
厚生省社会局長 高田 正巳君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

厚生省公衆衛生局精神衛生課長 長友 浪男君

本日の会議に付した案件
○精神薄弱者福祉法案(内閣提出、衆議院送付)
○社会保障制度に関する調査(一般厚生行政に関する件)

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから委員会を開きます。

三月三十一日付をもって後藤義隆君、櫻井志郎君、栗山良夫君が辞任され、その補欠として紅露みつ君、谷口弥三郎君、秋山長造君が選任されました。御報告をいたします。

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから精神薄弱者福祉法案を議題といたします。

なお、厚生省からは渡邊大臣、高田社会局長、長友精神衛生課長、山田社会局更生課長が出席しております。法務省からは渡部矯正局長、大津医療分類課長が出席をいたしております。御質疑のおありの方は御発言を願います。

○藤原道子君 まず時間もございませんで、ごく要点だけを御質問いたしまして、法案が通っても、通つたらいというのでなく、さらにその後において私はたすきことを十分たしたい、よりよき福祉のために努力していきたい、かように考えております。

従つて、要点のみを伺いたいのですが、大臣に伺いたいです。私は声なき者の声を取り上げるのがほんとの政治だと思う。生まれながらにして、自分の責任でもなく、こうして不幸な子供が今までどれだけ守られてきたかということが問題なんです。私は特に、不十分ながらも児童福祉法で子供の場合は若干守られてきている、ところが、成人になつてほとんど野放しだったのが、少しここに芽を吹いたことに對しては、こんな法律なんてい

やだけれども、まあ一歩前進、半歩前進と思つてこの法律に協力しておるわけでございますが、大臣は将来こういふことで満足と思つておられるのか、どういふ方針をもつて精神対策を進めておいでになろうとするか、その点についての御覚悟を伺いたい。

○国務大臣(渡邊良夫君) 御指摘の通りでございます。この精神薄弱者に対しては、まことに藤原さんの申されるように、声なき声というよりも、私どもが地方を回つてみますと、これほど大衆の中に困つた、悲痛な状況に置かれておるというふうな状況を見まして、このたび、おくれればせではありましたが、この法案を作つたわけ

でございます。しかしながら、予算面におきましては、わずかに五千万円足らずの初年度の予算でございますけれども、しかしながら、逐年これを拡大いたしまして、この法案の援護の拡大というものをやつていきたい、かように考えておるわけでございます。まず、

私はちまたを彷徨するところの、要するに、ああいう精神薄弱者というものを救うためのいわゆる明るい一つの道というものが開けたものとして、まだ非常に不満足ではございますけれども、一歩前進の意味において御了承願ひたいと思ひます。

○藤原道子君 私は、与党の諸君とある会合へ出たことがある。そのときの話では、今度は相当精神対策はできるのだとすいぶんふろしきを広げていらつしたのです。あけてみたらたつた五千万円なんです。そのとき私たちがこつこつと要求をしたのです。精神が生まれてからの対策も大切だけれども、精神が生まれることの原因の究明ですね。発生原因、それに総合研究所というふうなものを作つてほしい、それは作るのだというふうな声もございましたが、それが今度は出てお

りませんが、そういうお考えが、おありになるのですかどうなんでしょうか。また、あるとすればいつごろからこれができるのか。生まれてから不幸な子供の対策を立てるよりも、発生原因をな

くしていく、少なくしていく、この対策を立てなければ、大切な国民の税金もむだ使いになる結果になる。

○国務大臣(渡邊良夫君) 現在厚生省の精神衛生研究所におきましてその研究はやつておられますけれども、しかし、まだそれとはとても足りないの

でございますから、このたび精神衛生研究所の中に精神薄弱部というものを設けまして、そしてさらに一そ

う各方面のいわゆる検討を加えていきたい、かように存じておる次第でございます。

○藤原道子君 その予算はどのくらい予定していらつしますか。

○国務大臣(渡邊良夫君) それは事務局から御説明いたさせます。

○説明員(長友浪男君) 国立精神衛生研究所に新設を予定されております精神研究部の予算額は約三百三十万であります。

○藤原道子君 この重大な精神の発生原因の対策に三百三十万円で一体何が

んか調べて、私は私で承知しておりますが、あらためてお伺いしたいのですが、受刑者の中に精神者の占める率、それから性格異常者、これの占める率、これを一つ伺わしてほしいのです。

○政府委員(渡部善信君) 受刑者の精神薄弱者並びに精神障害者の数でございますが、昨年末調査いたしました対象者、六万二千三百九十名の受刑者を調べました中で、精神障害者は約一五%を占めております。その中で精神薄弱者は全体の五・九%を占めております。精神障害者の中で精神薄弱者の占める率は三七%でございます。

○藤原道子君 このパーセントは知能指数は幾つ以下を調査していらつしやるのですか。

○政府委員(渡部善信君) 七〇未満。

○藤原道子君 私はせんだって和歌山の刑務所へ参りました、それから栃木の刑務所の調査をいたしました。ところが、今お答えのとは少しパーセントが違つてゐるのです。けれども、私はまたさらに時間がございませんで、こまかい追求は後日に譲りますけれども、あらかじめ正確な調査をこの際御依頼しておきたいのです。私の調べたのとは大へん違ひ。私は性格異常者とそれから精神者、これが占める率は約半分近い数字と私は現地で伺つてきてゐる。そこで考へてほしいのです。家庭の悲劇はもう申し上げるまでもない、本人の不幸な状態というものは……山下清画伯も元は精神者だつたわけですから、ほか、ほかといわれて犯罪を犯してゐる。ところが、施設に入つて、山下画伯といふような画才がそこで育てられたわけでありまして、ところ

が、彼は性欲というものは全然ないわけですから、全然性欲はございせん。ところが、これと反対に何もなければ、性欲だけ旺盛だといふのがあるのです。これがいろいろな犯罪、性犯罪を起す原因になつております。あるいは売春婦の中で精神者の占めてゐる率は、もう矯正局長は十分御承知でございまして、このごろ更生施設に行つて見れば、ほとんどが精神者の施設かといふ状態です。大蔵省の方はこれに對して精神施設で売春対策をやる必要はないといつて予算を縮めてゐる。そんなら精神の対策はどこにあるかといふと何もなし。勢ひ精神者が野放しにされてゐる。売春婦になつて、だまされて麻薬中毒患者になつて、どうにも手がつけられなくなつてゐるのがある者は賑向いたします。こういう方をうつちやつておけば犯罪が起き、社会不安が起きます。それで警察だ、裁判所だ、刑務所だの費用といふものは、私は莫大なものが必要に思ふ。その予算をこつていふ不幸な原因を起させないために使われたら、世の中は私は明るくなると思ふ。こういうことを真剣にお考へになつてゐるならば、精神の発生原因に三百万円、精神対策を今度出しましたといふのに、たった五千万円、これでめつと予算でございまして、いふやうなことは私はいかないと思ふのです。一体これに對して大臣は今後における御覚悟をもつて明確にしておいてもらひたい。私はこれはうんと条文によつてやりたかつたのでございまして、時間がなから……。

○國務大臣(渡邊良夫君) まことに御指摘の通りでございまして、これは、三十五年度におきましては三カ所といふことになつておりますけれども、しかし、逐年先ほど申しましたように、全国の各府県に一カ所ばかりずつどうしても近いうちに設けたい、かように考へておる次第でございまして。

○藤原道子君 私は大臣もそれ以上の答弁はできないと思ひますが、私は満足しないのです。私は精神問題を取り上げて十三年くらいになる。議会のつど言つてゐることは高田局長はよく知つてゐると思ふ。いつの答弁も今の答弁も同じです。もう十三年になりま

ざいます。従ひまして、十月までに建物を建てまして、いろいろ研究者を採

発言をお許しをいただきまして感謝申し上げます。実は、きょう精神薄弱者の福祉法案を御審議になるというのを伺ひましたので、私はかねがねその問題につきまして、ごく限られた範囲ではあるかもしれないが、社会的に非常に重要なのではないかと考へられる問題がある。希望を持っておるのではありませんが、もしそれが不可能であります場合には、私の意見を述べて、なるべく近い機会に政府として善処せられたいという意見を申し上げたいと思ふのであります。

○藤原道子君 今、三百三十万円の対策費だつて、これはほとんど人件費に消えちやうん

を御審議になるというのを伺ひましたので、私はかねがねその問題につきまして、ごく限られた範囲ではあるかもしれないが、社会的に非常に重要なのではないかと考へられる問題がある。希望を持っておるのではありませんが、もしそれが不可能であります場合には、私の意見を述べて、なるべく近い機会に政府として善処せられたいという意見を申し上げたいと思ふのであります。

○藤原道子君 建物ですね。

○説明員(長友演男君) 研究室の中にいろいろ研究に必要な資料や器具等を整備する費用もございまして。

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

○藤原道子君 じゃ、どういふことな

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

○説明員(長友演男君) 三百三十万円

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

○藤原道子君 建物ですね。

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

○説明員(長友演男君) 研究室の中に

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

○藤原道子君 建物ですね。

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

○説明員(長友演男君) 研究室の中に

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

○藤原道子君 建物ですね。

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

○委員(長友演男君) 御異議ないと思ひます。栗山君。

をいたしておりますのでいきませんけれども、しかし、精神者の特殊性から申しまして、非常に重度な方で非常な家庭の重荷になっている方もありますので、これらの方につきましても、やはり門戸を開いていかなければならぬかと存じております。

○委員外議員(栗山良夫君)と申ししますと、法第十六条の第一項第二号によりまして紹介がありまして、その法第十六条第一項の二号によりまして紹介をせられて第十八条で保護施設に収容される者は重度の精神者も入るといふことでございますか。

○政府委員(高田正巳君) さようでございませう。

○委員外議員(栗山良夫君) そういたしますと、重度の精神者といふものはたゞいま全国で何名ぐらいございませうか。

○政府委員(高田正巳君) 全国でIQ五〇以下で、全国には五〇以下といたしまして約五十八万人ほどあるわけでございます。そのうちで児童福祉法の対象になりますのが大体半分ぐらいでございます。それからあと半分ぐらいが成年でございます。十八才以上でございます。それでこれは五〇以下でございますので、重度と申ししますと必ずしも、白痴クラスになりますと非常に重度ということになりますと、数字は非常に小さくなって参ります。まず、これは程度によりましてけれども、数万という程度に相なるかと存じます。

○委員外議員(栗山良夫君) 私がたゞいま問題にいたしたいと思っております。

すのは、成年の、ただいま御説明になりました白痴に類する数万の人のことなものであります。おそろく私が聞きましてはほんとうの白痴、自己で生活の用件ができないという人はそんなに多くはないだろうと聞き及んでいるのです。あるは一萬以下ではないのかもしない、そう聞き及んでいる。その人のことをなぜ特問題にするかと申しますと、今日わが国の憲法は旧憲法と違ひまして家族制度を全面的に否定をいたしました。従ひまして、もちろん係累による扶養の義務というものはございませうが、こういう複雑、しかも困難な社会情勢の中で白痴に類する人がもし自分の眷属である親もなくなつてしまふというやうなことになるて参りますという、いかに肉親としての愛情は持つておりましたも、兄弟といふこともこれをよく私はめんどろを見ることができないと思ひます。そういう意味におきましては貧富の差はございませう。貧富にかかわらず、人の親として、もし自分が今この世を去ろうとするときに自分の子供に全く白痴に類する子供があつたという場合には、もし法律が許すならば、その生命を断つて、自分とともに他界をしたいという心情にかられる人があると思ひます。そういう白痴を街頭にほうり出すといふことでなく、やはり保護者のない場合には国がこれを程度強制的になるかもしれませんが、収容して、そして暮場所を届け、こういうやうに思ひやりがなければいけないのではないかと、こう考えるわけでは。それで私は、配偶者、父母または成人の子のいずれもない人あるいは右に該当しない者でも当該重度精神薄弱者を

扶養することによつてその配偶者、父母、または成人の子の生活が著しく困窮のおそれのある者、そういう境遇にある精神薄弱者といふものはやはり国家施設に収容してしまふべきではないか、更生度のある人をもろん輕視するわけではありませんが、人道上の立場からそういう者は率先して国の施設あるいは直接国の施設が設けられない場合には地方公共団体その他でありましようが、そういうものを設けてとにかく収容する、こういう施設がなければいけないのではないかと、非常に言葉は悪うございませうが、ある意味においては人間に慕つてくる犬猫よりもやはり感情的には劣つてゐるわけ、しかし、人間としてこれを保護しなければならぬ、そういう立場でありませうので、そういうことについては特別な私は保護を必要とするのではないかと。これは厚生大臣の御所信も伺ひたいのであります。この点についてのお考えを伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(渡邊良夫君) まことに昨日もこの問題につきましては、衆議院の社務委員会で大いに問題となつたところでございまして、御指摘の通り、私どもは将来をうした面にできるだけこの幅を拡大していきたいと、かように考へております。

○委員外議員(加藤武徳君) 速記をとめて下さい。

○委員外議員(加藤武徳君) 速記を起し下さい。

○委員外議員(加藤武徳君) 速記を起し下さい。それでは質疑を終局して討論に入りたいと思ひますが、御異議ございませうか。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

において婦女子の転落、あるいは青少年の不良犯罪行為などが起こる最も危険なる年令的時期であろうと考えまするけれども、ともすれば法の実施にありたりまして、どの法律の対象になるか、あいまいなものであるというようなことが理由になりまして、いずれの法律からもその適用を受けられない事態が行政措置の間においてまき起こると考えられますので、さような事態のないように十分の御配慮をお願いいたします。さらに技能を修得しました、知能指数に於いて修得したそれぞれの精神薄弱者に対しては、今後審議せられべき雇用促進法案ともならみあわせまして、雇用の促進をはかつていただくと同時に、この決議案の第一に戻りましてこの援護更生の対策も必要でございますが、それよりも精神薄弱者の発生をいかにして予防するかというところに重点を置いた総合的対策を講ずべきである。先般数日前、この当委員会において審議いたしました優生保護法のごときもあわせてこの対策に適用をお考え願わなければならぬ。かようなことを考えまして、以上の決議案を提案した次第でございます。

【賛成者挙手】

○委員長(加藤武徳君) 全会一致と認めます。よって高野君提出の附帯決議案を本委員会の決議として本案に付することに決定いたしました。
厚生大臣から発言を求められております。これを許します。

○国務大臣(渡邊良夫君) ただいま本委員会に採択になりました決議案の内容につきまして、十分に尊重いたしました。検討いたしますことにいたします。

○委員長(加藤武徳君) なお、議長に提出する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

【異議なしと仰る者あり】
○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから社会保障制度に関する調査の件を議題といたします。一般厚生行政につきましても御質疑がございましたら御発言を願います。

○委員外議員(栗山良夫君) 先ほど厚生大臣は、重度の精神薄弱者の取り扱いにつきましても格別の措置を将来いたすことに努力をしたい、こういう御発言がありました。私はそのお考えは了といたしますが、問題はまた実態も捕捉されていらないのでありますから、突き詰めた議論はできないのでありますけれども、とにかくわが国の社会にそういう人がいるということは事実であります。そういう人を緊急にやはり法律的措置を講じて国の施設なり、地方公共団体の施設に優先的に収容するとい

うことが必要であらうと私は思います。が、そういう積極的な御意思をお持ちですか。実は私は、ただいま参議院の法制局の御支援を得まして、重度精神薄弱者保護施設の充実に関する法律というものを提案したいというので、いろいろ研究をいたしております。そういう積極的な御意思があらわれるかどうか伺いたいと思っております。

○国務大臣(渡邊良夫君) 御指摘のよう、この法律は、そうした意味におきますところの保護並びに援護というところが十分に法の中に含まれておると、こういうことで御了解願いたいのでございます。

○政府委員(高田正巳君) 大臣の御答弁の通りでございますが、補足として一言お答えをさせていただきます。この第一を述べさせていただきますと、

「更生を援助する」とも必要なる保護を行ない、更生の援助とそれから保護とが並列に書いてございます。身体障害者福祉法等におきましては、保護をするということも書いてあります。その保護は、すべて更生を援助するために保護するといふふうな書き方をしております。それでどういふふうな書き分けましたのは、今先生御指摘のよう、精神薄弱者の重度な方々につきましては、これは更生を援助するといふことは、非常に幅が小さくなります。して、保護が重点になりますので、その重度な精神薄弱者の保護ということを中心として、実は第一条を書き分けておるわけでありまして、それでただいま先生御指摘のような方々につきましても、この法律でもって、施設が十分に整備されて参りますならば、この法律の適用の対象になるという建前

になっておるわけでございます。

○委員外議員(栗山良夫君) いや私が優先度をお尋ねいたしました意味は、あるいは本法によつてたまたま御答弁をいたした通りであるけれども、せん。しかし、行政運用の実態として、たとえ更生可能である者が相当いる、全然可能でない者が相当いる、その場合に、国の収容施設としては、その絶対数に對して不足をしている。そういうときに、たまたま重度の精神薄弱者が国の施設に保護をせられたら、それが求め参りました場合に、それを優先的に収容する、あるいはそれを退けて更生度の高い者から順に収容する、そういう問題であらうと思ひます。この点の御答弁が明確でないわけ

です。

○政府委員(高田正巳君) この重度な方々を優先させるということに相なりまします。今日では施設の収容力が非常に少なくなつておりますので、重度な方々だけになります。この更生し得る方々がほとんど入れないというところになります。それで当分の間は、これはやはり両方を考えまして、重度な方でも程度によりまして、また、家庭の状況とかいろいろなフアクターがあると思ひます。両方をねらつてこの施設の運用をやつて参りたい、こういうのが私どもの今日の考え方でございます。

○藤原道子君 関連。一体今度の法律で何人収容できるのですか。それで、重度の人と、更生できる人とにらみ合せてやる、幾人できるのですか。要するに、私たちが心配するのは、重度の者はほんとうに全部施設へ入れて、社会の不安や本人の不幸や家庭の不幸

を何とかしなければならぬ。今非常に切迫した状態にあると思ひます。だからもっと腹をくくつた答弁を欲しいのです。だから今すぐできないけれども、いづつごろになったらそれができるか、重度の者は完全に収容するといふぐらゐな考え方ではない、法律の精神泣いてやうです。

○政府委員(高田正巳君) 今日たまたま直ちにそれを実現することは、これは不可能でございますけれども、近い将来においてそういうことができれば、十分に努力をいたす考えでございます。

○委員外議員(栗山良夫君) そういう實際現在の施設、国の予算の状態からいへば藤原委員が指摘された通りに、十全の対策はできないと思ひますけれども、そういうことで放置していいかどうかといふことなんです。たとえばたまたまボーダー、ライン以下の生活をしておる人は、家族、あるいは個人、たくさんあります。それはよつて来たいろいろな原因があります。失業もあれば、あるいはまた、交通事故等によつて、本人の意思にかかわらず労働能力を喪失して、生活の困難に入つていく、こういういろいろな人があると思ひます。しかし、この重度の精神薄弱者といふものは、全く自己の用を弁ずることができない人です。従ひまして、たとえ非常に困難な生活度合いに入つた人は、たまたま新聞の社会面にも出ておりますように、心中をすとか、あるいはまた、他人に依頼をして自分を殺して、思ふ表示ができる。ところが、重度の精

神を何とかしなければならぬ。今非常に切迫した状態にあると思ひます。だからもっと腹をくくつた答弁を欲しいのです。だから今すぐできないけれども、いづつごろになったらそれができるか、重度の者は完全に収容するといふぐらゐな考え方ではない、法律の精神泣いてやうです。

○政府委員(高田正巳君) 今日たまたま直ちにそれを実現することは、これは不可能でございますけれども、近い将来においてそういうことができれば、十分に努力をいたす考えでございます。

○委員外議員(栗山良夫君) そういう實際現在の施設、国の予算の状態からいへば藤原委員が指摘された通りに、十全の対策はできないと思ひますけれども、そういうことで放置していいかどうかといふことなんです。たとえばたまたまボーダー、ライン以下の生活をしておる人は、家族、あるいは個人、たくさんあります。それはよつて来たいろいろな原因があります。失業もあれば、あるいはまた、交通事故等によつて、本人の意思にかかわらず労働能力を喪失して、生活の困難に入つていく、こういういろいろな人があると思ひます。しかし、この重度の精神薄弱者といふものは、全く自己の用を弁ずることができない人です。従ひまして、たとえ非常に困難な生活度合いに入つた人は、たまたま新聞の社会面にも出ておりますように、心中をすとか、あるいはまた、他人に依頼をして自分を殺して、思ふ表示ができる。ところが、重度の精

神を何とかしなければならぬ。今非常に切迫した状態にあると思ひます。だからもっと腹をくくつた答弁を欲しいのです。だから今すぐできないけれども、いづつごろになったらそれができるか、重度の者は完全に収容するといふぐらゐな考え方ではない、法律の精神泣いてやうです。

○政府委員(高田正巳君) 今日たまたま直ちにそれを実現することは、これは不可能でございますけれども、近い将来においてそういうことができれば、十分に努力をいたす考えでございます。

○委員外議員(栗山良夫君) そういう實際現在の施設、国の予算の状態からいへば藤原委員が指摘された通りに、十全の対策はできないと思ひますけれども、そういうことで放置していいかどうかといふことなんです。たとえばたまたまボーダー、ライン以下の生活をしておる人は、家族、あるいは個人、たくさんあります。それはよつて来たいろいろな原因があります。失業もあれば、あるいはまた、交通事故等によつて、本人の意思にかかわらず労働能力を喪失して、生活の困難に入つていく、こういういろいろな人があると思ひます。しかし、この重度の精神薄弱者といふものは、全く自己の用を弁ずることができない人です。従ひまして、たとえ非常に困難な生活度合いに入つた人は、たまたま新聞の社会面にも出ておりますように、心中をすとか、あるいはまた、他人に依頼をして自分を殺して、思ふ表示ができる。ところが、重度の精

神を何とかしなければならぬ。今非常に切迫した状態にあると思ひます。だからもっと腹をくくつた答弁を欲しいのです。だから今すぐできないけれども、いづつごろになったらそれができるか、重度の者は完全に収容するといふぐらゐな考え方ではない、法律の精神泣いてやうです。

○政府委員(高田正巳君) 今日たまたま直ちにそれを実現することは、これは不可能でございますけれども、近い将来においてそういうことができれば、十分に努力をいたす考えでございます。

○委員外議員(栗山良夫君) そういう實際現在の施設、国の予算の状態からいへば藤原委員が指摘された通りに、十全の対策はできないと思ひますけれども、そういうことで放置していいかどうかといふことなんです。たとえばたまたまボーダー、ライン以下の生活をしておる人は、家族、あるいは個人、たくさんあります。それはよつて来たいろいろな原因があります。失業もあれば、あるいはまた、交通事故等によつて、本人の意思にかかわらず労働能力を喪失して、生活の困難に入つていく、こういういろいろな人があると思ひます。しかし、この重度の精神薄弱者といふものは、全く自己の用を弁ずることができない人です。従ひまして、たとえ非常に困難な生活度合いに入つた人は、たまたま新聞の社会面にも出ておりますように、心中をすとか、あるいはまた、他人に依頼をして自分を殺して、思ふ表示ができる。ところが、重度の精

神を何とかしなければならぬ。今非常に切迫した状態にあると思ひます。だからもっと腹をくくつた答弁を欲しいのです。だから今すぐできないけれども、いづつごろになったらそれができるか、重度の者は完全に収容するといふぐらゐな考え方ではない、法律の精神泣いてやうです。

○政府委員(高田正巳君) 今日たまたま直ちにそれを実現することは、これは不可能でございますけれども、近い将来においてそういうことができれば、十分に努力をいたす考えでございます。

○委員外議員(栗山良夫君) そういう實際現在の施設、国の予算の状態からいへば藤原委員が指摘された通りに、十全の対策はできないと思ひますけれども、そういうことで放置していいかどうかといふことなんです。たとえばたまたまボーダー、ライン以下の生活をしておる人は、家族、あるいは個人、たくさんあります。それはよつて来たいろいろな原因があります。失業もあれば、あるいはまた、交通事故等によつて、本人の意思にかかわらず労働能力を喪失して、生活の困難に入つていく、こういういろいろな人があると思ひます。しかし、この重度の精神薄弱者といふものは、全く自己の用を弁ずることができない人です。従ひまして、たとえ非常に困難な生活度合いに入つた人は、たまたま新聞の社会面にも出ておりますように、心中をすとか、あるいはまた、他人に依頼をして自分を殺して、思ふ表示ができる。ところが、重度の精

神を何とかしなければならぬ。今非常に切迫した状態にあると思ひます。だからもっと腹をくくつた答弁を欲しいのです。だから今すぐできないけれども、いづつごろになったらそれができるか、重度の者は完全に収容するといふぐらゐな考え方ではない、法律の精神泣いてやうです。

○政府委員(高田正巳君) 今日たまたま直ちにそれを実現することは、これは不可能でございますけれども、近い将来においてそういうことができれば、十分に努力をいたす考えでございます。

○委員外議員(栗山良夫君) そういう實際現在の施設、国の予算の状態からいへば藤原委員が指摘された通りに、十全の対策はできないと思ひますけれども、そういうことで放置していいかどうかといふことなんです。たとえばたまたまボーダー、ライン以下の生活をしておる人は、家族、あるいは個人、たくさんあります。それはよつて来たいろいろな原因があります。失業もあれば、あるいはまた、交通事故等によつて、本人の意思にかかわらず労働能力を喪失して、生活の困難に入つていく、こういういろいろな人があると思ひます。しかし、この重度の精神薄弱者といふものは、全く自己の用を弁ずることができない人です。従ひまして、たとえ非常に困難な生活度合いに入つた人は、たまたま新聞の社会面にも出ておりますように、心中をすとか、あるいはまた、他人に依頼をして自分を殺して、思ふ表示ができる。ところが、重度の精

神を何とかしなければならぬ。今非常に切迫した状態にあると思ひます。だからもっと腹をくくつた答弁を欲しいのです。だから今すぐできないけれども、いづつごろになったらそれができるか、重度の者は完全に収容するといふぐらゐな考え方ではない、法律の精神泣いてやうです。

○政府委員(高田正巳君) 今日たまたま直ちにそれを実現することは、これは不可能でございますけれども、近い将来においてそういうことができれば、十分に努力をいたす考えでございます。

○委員外議員(栗山良夫君) そういう實際現在の施設、国の予算の状態からいへば藤原委員が指摘された通りに、十全の対策はできないと思ひますけれども、そういうことで放置していいかどうかといふことなんです。たとえばたまたまボーダー、ライン以下の生活をしておる人は、家族、あるいは個人、たくさんあります。それはよつて来たいろいろな原因があります。失業もあれば、あるいはまた、交通事故等によつて、本人の意思にかかわらず労働能力を喪失して、生活の困難に入つていく、こういういろいろな人があると思ひます。しかし、この重度の精神薄弱者といふものは、全く自己の用を弁ずることができない人です。従ひまして、たとえ非常に困難な生活度合いに入つた人は、たまたま新聞の社会面にも出ておりますように、心中をすとか、あるいはまた、他人に依頼をして自分を殺して、思ふ表示ができる。ところが、重度の精

神を何とかしなければならぬ。今非常に切迫した状態にあると思ひます。だからもっと腹をくくつた答弁を欲しいのです。だから今すぐできないけれども、いづつごろになったらそれができるか、重度の者は完全に収容するといふぐらゐな考え方ではない、法律の精神泣いてやうです。

高野君提出の附帯決議案を本委員会

神薄弱者というものは、そういう意思表示の能力すら持っていないのです。で、日本の法律がそういう人を殺してよろしいということであれば別でありますが、これはやはり人命尊重でありますからそういうことができないということであれば、別であります。

〔委員長退席、理事高野一夫君着席〕

これはやはり人命尊重でありますから、そういうことができないということであれば、やはり何としても保護しなければならぬ。私は実はなせ厚生大臣、こういうことをしつこく……。

○理事(高野一夫君) 栗山君、御発言中ですが、厚生大臣だいま本会議で報告がありますから席をはずされますが、いいですか。あと局長が残っておりますから。

○委員外議員(栗山長夫君) けつこうです。申すかというところ、私の知人、あるいは身近でこういう重度の精神薄弱者の青年、児童じゃありません、青年を持つておる人が十名以上あります。私はその家庭の悲惨さを身をもって知っているのです。そのうちの一人は私の無二の親友であります。不幸にして二人の男子を持つております。子供二人を持つております。二人とも重度の精神薄弱者であります。しかも、本人の家庭状況は決して貧乏ではありません。相当な資産を持つておる。ところが、最近心配のあまり結核になりました。あるいは自分はいくら余命がないかもしれないというところで、ますます苦悩をいたしております。それが私に訴えましたことは、もし自分が死んだときにはこの子供は一体どうするのだ、もし国が善してくるならば、国が法

的措置を講じてくれるならば、自分の全資産を国に寄託する。そのかわり国は、国の施設に収容して墓場まで送ってくれないか、こういう切々たる訴えをしている。私はこれにこたえるべきであると思うのです。これは私の友人は若干の資産を持つておられますが、資産のない人もこれと同じようなことが言えるのであります。だから、資産のあるなしに関係なく、こういう者は国が収容すべきである。もしそれが収容できないというところであれば、親が心配のあまり死んでも死に切れないうことである。そういう意思のない人でありますから、命を縮めてもよろしいということであれば別です。しかし、これは何としても現在の憲法で許さないでしよう。であれば、やはり国が保護してやるというところでなければいけないと思うのです。そういう意味で、この法律にも資力のあるものについては国に出すというところが書かれておるから、その点は思想的にはそろっておると思っております。従って、なおさら重度の精神薄弱者については特別法をもつてして、とにかく緊急に実施、実数を調べて、そして世の多くのこういう精神薄弱者を持つておる不幸な親を安心させてやる。そしてまた、その意思のない重度の精神薄弱者の生命をとにかく自然に保障すると、こういうことでなければいけないと思うのです。そういう積極的な何と申しますか、施策に対する厚生省の御答弁がないのですから、私はしつこく伺いをしておるわけですが、私は軽度の精神薄弱者は軽視していい、そういうことは一言も申しておりませんし、より以上に重度の精神薄弱

者はさらに悲惨ではないか。こういう本人は悲惨であるかどうかわかりませんが、本人は意思がないわけですから、わからぬ。その置かれてる環境の人が非常に悲惨である。これをどうするかといいことであらうと思えます。特に財産のある場合等はそういう精神薄弱者の親がなくなれば、おそらく後見人というものを法的に設けなければならぬ。だから、後見人は設定されるでしよう。だけれども、その後見人はおそろくその精神薄弱者の保護ということではなくて、財産目当ての行動が多くなると思えます。たとえば過日の伊勢湾台風で完全に孤児になった家庭がたくさんあります。百人をこえております。それらの孤児について資産のない人はほとんどどんどうを見る人がないのです。ところが、幸いにして親の残した遺産のある人は後見人になり手が多いいいことではある。その遺産に対する支配権を持つというとならないと思えます。それから本人について相親遺産といふものがはつきりしておるわけでありまして、そういうものをやはり対象にして国がめんどうを見る。相親遺産といふものがめんどう合には、これはやはり国の責任において見る。こういうやはり積極的な施策というものが必要ではないか、こう考えるわけでありまして、この点についてもう少し厚生省は、これは人道問題です。政府の施策、方針によつてきまいます。少なくとも厚生を担当しておられ

る厚生省としては、積極的に一つ研究をし、努力をする、それくらいは御発言があつてしかるべきだと私は思っています。

○政府委員(高田正巳君) ただいま御引例になりましたようなケースは相当やうにあると思ひます。従ひまして、これらの方々に対して御心配のないように、私もとりましてはこういう収容施設なり何なりを拡充をして参りたい。それがこの今回御審議をいただいております法律案の実目的でもあるわけでございます。それで、これによりましてルールが敷かれるわけでございますので、今後大いに努力をいたしたいと考えております。なお、ただいまの具体的なケースにつきましても、十分な収容力ではないと思ひます。これを一つ具体的な問題として何らかの解決をいたすように努力をいたしたい、かように考えております。

○坂本昭君 簡単にただいまの栗山君の意見を含めて、委員会として精神薄弱者福祉法案は一応われわれとしてはこれに賛意を表して、ただいまから本会議に回るところですが、審議を通した今栗山委員からも発言されたように、きわめてわれわれとして不満に思ふ点がたくさんあるのです。特に厚生当局の意思の熱意を疑うといつたら少し誇張がありますが、あなた方としても御苦労なさつておるでしようが、もつとも積極的なやつていただきた点がたくさんある。たとえば冤罪の問題に關連する問題、あるいは犯罪と性、そういう社会的な問題もあれば、栗山委員の指摘されたようなきわめて人道的にも、個人的にも悲惨な実例、

こういう点について私たちは当委員会であらためて徹底的な審議を尽くしていただきたい。特にどうも問題の中心は精神薄弱者という、厚生省所管の対象になるでしようが、及ぶところ非常に広い。その広い問題になつてくると、どうも厚生省は能力はなほ欠けてくるのです。社会局長さんはその点で社会局行政を通して一番よく知つておられるはずだと思ひますから、あらためてこれはこの法案の審議というよりも、これでできてくる精神薄弱者福祉審議会がどういふ活動をするか、そうして横との連絡をどう達成していくか。また特に、雇用問題、これなどは社会局長と安定局長と連れてきつて両方に対決してやりたいです。両方ともはね返してやるんです。両方ともやらないと思ひます。労働省の方では精神障害者は雇用促進の中に入れたくないんです。今の段階で入るとは私は見えておらない。それからあなた方は雇用の問題は労働省でございましてと言つて逃げている。それで結局こういう附帯決議も出ているわけですが、こういうことを今後一生懸命われわれは推進したいので、これは委員長にお願ひいたしますが、今後この問題について、特に当委員会の問題にしたいだきたいといふことを最後にお願いしておきます。

○藤原道子君 私は今坂本委員の言われましたように、この問題はもつとも真剣に審議したいと思ひます。このことには全面的に賛成してぜひそうはからつてほしい。それからこの次まででけつこうでございまして、一つ資料を出してほしい。矯正局長に悪いのでございまして、い

つ

か刑務所に行ったときも、知能指数を六九以下という計算をしている。七〇と六九では非常に違ってくる。外国に行くと八〇くらいを精神の線に引いている。ところがわが国では七〇というところになっている。それを刑務所は六九に引いている。何かごまかすような方針のように思ふのでございます。でございまして、私は七〇以下の精神者、これを一つはつきりお調べになつて数字を出していただきたいと思ふのです。今六九で押えているようにございしますが、これを一つぜひそういうふうにお願ひしたい。

それから厚生省にお願ひしたいのは、今麻薬患者がどのくらいいるか。麻薬患者の数でございすね。それから密輸入されておる麻薬の推定額ですが、これもわかつておるはずで、この間べらばうに多い数が出ましたので、どうも私納得できない点がありますので、これを一つこの次までにお調べになつて資料としてお出し願ひたい。

○政府委員(渡部善信君) 受刑者でよろしうございすか。受刑者、それから少年院もございすか。今申し上げましたのは受刑者でございす。

○藤原道子君 少年院も合わせてお願ひしたいと思ひます。

それから完春婦と麻薬中毒患者の関連ですが、数というか、これも調べてほしい。完春婦が麻薬中毒患者にずいぶんなつてゐるんです、こういう点、これを一つお願ひしたい。

○委員外議員(栗山良夫君) 先ほど局長から具体的な問題については特別に善処をしてよろしいと、こういうことがありまして、私はその点は大へん

に了といたします。問題は重度の精神薄弱者、青年の精神弱者でありまして、今直ちに一人一人もかりにあるといふたしますと一万人全部保護者がなくて困が保護しなければならぬというものでもないと思ひます。でありますから、特に家庭的な事情によつてどうしても保護する人がない、そういう人がやはり相当ありましよう。それからこういう人が現地において具体的に発生したときには、優先的に国の施設に収容するような道を開くために、厚生省としては各機関にいろいろ今後指導をされるでしようが、そのときに特に頭に置いて善処せられたい、こう私は思ひます。

○政府委員(高田正巳君) 十分御意見に沿うように取り計らいたいと思ひます。

○理事(高野一夫君) 坂本委員と藤原委員に申し上げますが、坂本委員のおっしゃる通りに、また、理事会で打ち合わせまして、そういう委員会の機会を持ちたいと思ひます。それから藤原委員はこの間完春対策審議会に御欠席でありましたが、あそこで麻薬と完春婦関係の問題を取り上げて特別の小委員会ができました、そこで審議することと決定をいたしました。そこでその前にせめて社会労働委員会あたりでこの問題を取り上げたいと思ひ考へているところなんです。今予算関係の法律案に追われておりましたのでその機会がございませんでしたけれども、できるだけ早い適当な機会をつかまへたいと思ひますから、委員長理事打合会で協議することといたします。

はかに御質疑ございませんか。——別に御発言もなければ一般厚生行政に

対する本日の質疑はこれをもって終了することといたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(高野一夫君) 御異議ないと認めます。

これをもって散会いたします。
午後五時五十一分散会

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、精神薄弱者福祉法案(予備審査のための付託は二月十五日)